

意見書案第20号

消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成25年12月13日

川崎市議会議長 浅野文直様

提出者 川崎市議会議員 石田康博

〃 橋本勝

〃 青木功雄

〃 後藤晶一

〃 花輪孝一

〃 山田晴彦

## 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書

少子高齢化が進展する中で、社会保障の財源を安定的に確保し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を維持・強化していくため、いわゆる「社会保障と税の一体改革」関連 8 法案が昨年 8 月に成立した。

今年の 10 月に安倍首相は、来年の 4 月から消費税率を 5% から 8% へ引き上げる決断をし、法律では平成 27 年 10 月には 10% へ更に引き上げられる予定となっているところであるが、政府は、低所得者層に与える負担の影響を考慮し、消費税率が 8% である期間において簡素な給付措置を実施するとしている。

しかしながら、この措置は、あくまで一時的なものであることから、食料品などの生活必需品に対して軽減税率制度の導入を図るといった抜本的かつ恒久的な対応が求められている。

軽減税率制度の導入は、所得が低い人ほど所得に占める税負担が大きくなるといった逆進性の問題に対しても有効であるだけでなく、消費税に対する国民の理解を得るためにも必要なものであり、制度の導入に賛成する意見が約 7 割を占めるとする世論調査もある。

よって、国におかれては、軽減税率制度の導入へ向けて、軽減税率を適用する対象や中小企業等に対する事務負担の配慮、地方の社会保障財源に影響を与えることのないように地方財源を確保する方策などを含めた制度設計の基本方針について検討を進め、その実現へ向けての環境整備を行われるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
財務大臣